

## 令和3年度栃木県手話通訳者養成講習会実施要項

- 1 目的 聴覚障害者の福祉に理解と熱意を有する者に対し、手話通訳に必要な知識及び技術の指導を行うことにより手話通訳者を養成し、もって聴覚障害者等の福祉の増進を図ることを目的とする。
- 2 実施主体 社会福祉法人 栃木県社会福祉協議会  
(とちぎ視聴覚障害者情報センター)
- 3 日程 【全課程共通】 《入講試験》 令和3年5月8日(土)  
会場：とちぎ福祉プラザ  
【手話通訳Ⅰ】全36回  
[県央会場] 5月22日(土)開講 毎週土曜日 10時～12時  
とちぎ福祉プラザ(主会場) 宇都宮市若草1-10-6  
[県南会場] 5月20日(木)開講 毎週木曜日 10時～12時  
栃木市栃木保健福祉センター(主会場) 栃木市今泉町2-1-40  
[県北会場] 5月19日(水)開講 毎週水曜日 10時～12時  
那須塩原市健康長寿センター(主会場) 那須塩原市南郷屋5-163  
【手話通訳Ⅱ】全34回  
[県央会場] 5月22日(土)開講 毎週土曜日 10時～12時  
とちぎ福祉プラザ(主会場) 宇都宮市若草1-10-6  
[県南会場] 5月20日(木)開講 毎週木曜日 13時～15時  
栃木市栃木保健福祉センター(主会場) 栃木市今泉町2-1-40  
[県北会場] 5月19日(水)開講 毎週水曜日 13時～15時  
那須塩原市健康長寿センター(主会場) 那須塩原市南郷屋5-163  
【手話通訳Ⅲ】全12回  
[県央会場①] 5月22日(土)開講 毎週土曜日 10時～12時  
[県央会場②] 5月20日(木)開講 毎週木曜日 10時～12時  
\*①②とちぎ福祉プラザ(主会場) 宇都宮市若草1-10-6  
※各講座ともに会場都合により休講あり
- 4 講習内容 (厚生労働省手話通訳者養成カリキュラムに準拠した内容)
  - (1) 手話通訳Ⅰ：対象の聴覚障害者の理解を確認しながら手話通訳ができる。
  - (2) 手話通訳Ⅱ：一部難しい内容は聴覚障害者の理解の確認が必要であるが、日常場面での手話通訳はできる。
  - (3) 手話通訳Ⅲ：様々な日常場面での手話通訳ができる。

5 対象者 栃木県在住で、将来栃木県内で手話通訳者として活動する意志があり、次の要件に該当する方。

(1) 手話通訳Ⅰ：特定の聴覚障害者と手話で日常会話ができる方

① 手話奉仕員養成講習会(基礎課程)の修了者

② 全国手話検定試験 2 級以上の方

(2) 手話通訳Ⅱ：令和 2 年度までの手話通訳Ⅰ(基本課程)の修了者

(3) 手話通訳Ⅲ：令和 2 年度までの手話通訳Ⅱ(応用課程)の修了者

※すでに修了証を取得している課程は受講不可

6 入講試験の実施 申込者に対して選考試験を行い、受講の可否を決定する。

入講試験：【県央会場・県南会場・県北会場 合同】

日時 令和 3 年 5 月 8 日 (土) 午前 9 時 30 分～

場所 とちぎ福祉プラザ (宇都宮市若草 1-10-6)

※手話通訳Ⅰの申込条件が上記 5 対象者 (1) の①の方は実技試験のみ、

②の方は実技試験＋筆記試験

※令和 2 年度手話通訳者養成講習会修了試験受験者は入講試験が免除となる。

該当の講習会の受講申込書に記入の上提出すること。

※受講の可否は入講試験の 1 週間後を目安に送付する。

7 受講料 無料 (ただし、テキスト代は自己負担)

《参考》 ・手話通訳Ⅰ 3,080 円 (税込)

・講義テキスト 1,870 円 (税込)

・手話通訳Ⅱ 3,080 円 (税込)

・手話通訳Ⅲ 3,080 円 (税込)

8 定員 各講座 30 名 (最少催行人数 10 名)

9 申込方法 指定の申込書に必要事項を記入し、郵送、来所、FAX により、とちぎ視聴覚障害者情報センターあてに申し込む。

(最終修了課程の修了証・合格証のコピーを添付すること)

※申込書は栃木県 HP 又は栃木県社会福祉協議会 HP からもダウンロード可能。

[申込先] とちぎ視聴覚障害者情報センター 担当：吉田  
住所：〒320-8508 宇都宮市若草 1-10-6  
TEL：028-627-6889 FAX：028-627-6889

10 申込期間 令和 3 年 4 月 1 日 (木) ～ 4 月 20 日 (火) 必着